

熊谷市農業委員会
第28回総会議事録

令和5年11月28日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第28回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年11月28日(火)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年11月28日(火)午後3時20分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 46名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 41名
- (2) 欠席数 5名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	欠	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	欠	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	－	欠員	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	欠	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

(2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第28回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中24名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、1番、木村委員、2番、森田委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたしますが、議案番号7について、新規就農の方に出席をお願いしていただきますので先に審議をいたします。議案番号7について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号、議案番号7について概要を説明する。】</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の議案番号7について、御説明させていただきます。</p> <p>議案書は2頁、議案書資料についても2頁からを御覧ください。3頁と4頁にかけては今回の申請人の営農計画書となっています。また、お手元にお配りしております黄色の封筒に同封の「議案第1号資料」も併せて御確認ください。</p> <p>譲受人は新規就農者となりますが、今回取得予定の農地面積が1,000㎡を超えるため、「令和5年4月以降の新規就農の取扱い」の定めのとおり、本総会に御出席いただきました。</p> <p>また、本総会前に譲受人に対して面談を行い、「議案第1号資料」のとおり、回答を得ております。申請地につきましては現地確認の結果、現在管理されていることを確認しました。以上のことから農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たしていると思込されます。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○氏 入室)</p> <p>本日は、お忙しいところ大変ご苦勞様です。 新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p> <p>(新規就農者 ○○○○氏 説明)</p>
申請人	<p>ただいま御紹介いただきました○○といいます。どうぞ宜しくお願いします。</p>

<p>議長</p>	<p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決をいたします。議案第1号における議案番号7について、許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案は原案のとおり許可とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号7以外の案件につきまして審議をいたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】</p> <p>御説明に先立ち、1件御報告があります。議案第1号、議案番号5について、取下願が提出され、取下げとなりましたので御報告いたします。報告は以上です。</p> <p>それでは御説明に移ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については先程、先行して御審議いただいた議案番号7及び御報告いたしました取下げの議案番号5を除き、全9件の申請となっております。取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営する農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしていると思込されます。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局説明のとおり、議案番号5については取り下げ願いが提出されたことから、審議から除外いたします。</p> <p>それでは、議案第1号における議案番号5及び議案番号7以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。議案第1号における議案番号5及び議案番号7以外の案件について、</p>

議長	<p>本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第2号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の4頁と、議案書資料の5頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、「農家住宅の敷地拡張」が2件です。</p> <p>農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にありませんでした。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案第3号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の5頁から、議案書資料の6頁を御覧ください。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、全9件、内訳は「住宅敷地の拡張」1件、「自己用住宅」6件、「駐車場」2件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	事前に質問を1ついただいておりますので御説明します。議案書の5頁、議案番号1の住宅敷地拡張についての御質問です。本日お配りしている黄色い封筒の中にA4両面の資料が入っておりますので御確認ください。申請理由に、「住宅の出入りの為」とあるが、具体的に御教示くださいとの質問をいただきました。今回、譲受人の自宅の南側に住宅が新築されたことにより、自宅への出入りが不便になったとのことから申請をいただいております。住宅に隣接する農地を取得して車が入りしやすくするためのものです。以上です。
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
議長	次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>【事務局から、議案第4号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の8頁を御覧ください。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)については、「駐車場」1件、「砂利採取及び表土置場」1件です。</p> <p>御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	事前に質問を1ついただいておりますので、説明させていただきます。議案番号2、砂利採取及び表土置場についての質問です。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○を教えてくださいとの質問をいただきました。これにつきましては、先ほど御説明したA4資料の裏面をご覧ください。

<p>議長</p>	<p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p> <p>議案番号773について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>議案番号773について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における、議案番号773について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(木部会長 入室)</p> <p>続きまして、議案番号781については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(〇〇〇〇〇〇 退席)</p> <p>それでは、議案番号781について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号781について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p>

議長	<p>(○○委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第 5 号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第 6 号について概要を説明する。】</p> <p>議案書 21 頁から 26 頁まで、議案書資料 8 頁を御覧ください。</p> <p>議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について、説明します。</p> <p>今回の促進計画は、小原地区、奈良地区、秦南部地区、中条地区、東別府地区、三尻地区、下川上地区、弥藤吾地区の 8 地区の案件について御審議をいただきます。</p> <p>貸借内容については、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので、御確認ください。</p> <p>今回の農用地利用集積等促進計画 (案) で設定する 63 筆は、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事するものを考慮して作成しており、各要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございませんでした。</p>
議長	<p>それでは、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議</p>

議長

続きまして、議案番号24については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

それでは、議案番号24について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議案番号24について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。

(〇〇委員 入室)

続きまして、ただいま審議いたしました、議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

それでは、(または 他に) 本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。

(なしの声)

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議案番号1から10、12、16、17、23、24、25以外の案件につきまして、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議長	<p>以上で、全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項（１）から（５）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に次第の６、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農委クラブ行事（新年会）について（金井農委クラブ幹事長）、石塚氏に対する弁明について、原案どおり承認。令和５年度最適化活動の目標の設定等についてに係る一部変更について、原案どおり承認。２０２４年農業委員手帳について配付。（以上農業委員会事務局）優良農家被表彰者について、地域計画について説明。（以上、農業政策課）】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>（なしの声）</p> <p>それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>（閉会のあいさつ）</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主任	贄田 敦嗣
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

副課長	田島 昭宏
主幹兼生産振興係長	田口 清和
主査	飯田 正乃
主事	長谷河 雅司

令和5年11月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 木 村 進 _____

署名委員 森 田 豊 _____